



平成 26 年 6 月 6 日

各 位

東京都杉並区西荻北二丁目 1 番 11 号
株 式 会 社 三 栄 建 築 設 計
代 表 取 締 役 専 務 小 池 学

(コード番号:3228 東証・名証 第一部)

問 合 せ 先 : 取 締 役 執 行 役 員 管 理 本 部 長 吉 川 和 男

電 話 番 号 : 0 3 - 5 3 3 5 - 7 2 3 3 (代 表)

課徴金納付命令の勧告を踏まえた当社の社内処分について

平成26年6月5日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」において公表いたしましたとおり、平成26年6月5日付で証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、当社に対し7,896万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。

既に当社は、平成26年5月14日付「社内調査の結果と当社の対応について」において公表いたしましたとおり、証券取引等監視委員会から指摘を受けた株式の名義人と実質的な株式所有者の齟齬（いわゆる名義株問題）の責任の所在が当社代表取締役社長小池信三氏（以下「小池氏」といいます。）にあることを踏まえ、小池氏に対し、①小池氏の月額役員報酬30%減額を6か月、及び②名義株問題の調査に要した費用（弁護士報酬）につき、小池氏が当社に対してその全額を補填するという処分を実施することを決定しておりますが、このたび証券取引等監視委員会より上記勧告が行われたことを真摯に受け止め、当社コンプライアンス委員会の提案に基づき、今後、金融庁による課徴金納付命令が正式に決定された場合には、これらの処分に加え小池氏が当社に対して当該課徴金相当額を補填するという処分を実施することを、本日開催の当社取締役会において決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、補填の方法につきましては、小池氏と協議した上で決定いたします。

また、平成26年6月5日付で大量保有者である小池氏に対しても、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、41万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、併せてお知らせいたします。

当社といたしましては、引き続き再発防止へ向けた社内体制の再構築及び信頼回復に真摯に取り組んで参る所存でございます。

以 上